

誓 約 書

別記土地を転用することについて下記事項を確実に守ることを誓約します。

岐阜県知事 様

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

記

1. 農地法により許可を受けた後は申請どおり目的に供すること。
2. 農業用の用排水及び道路等に支障のないよう措置すること。
3. 用排水路、道路（私有地を含む）、河川敷等の法面を埋め立て又は占用するときは、別途町長に、国道、県道及び河川については、国道事務所及び県土木事務所に所定の手続きをし、承認を受けて施工すること。
4. 用排水路、道路の変更、移転を必要とするときは、地先関係者の同意を得ると共に町長に届け出し、所定の手続きを了した上、施工すること。
5. 付近の土地、作物及び家畜等に被害を及ぼす恐れのある時は、それに対する防除施設を施すること。
6. 転用地に工場、畜舎等を設置するときは、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止施設を施すること。（別途町県等に届け出、協議等を必要とする施設についてはそれを了すること。）
7. 付近の土地、道路及び水路については、埋立ての際及び転用後において土砂の流出、湧水、たい積、崩壊又はこの転用により施設等から生ずるガス、ばい煙、粉じん、廃油、汚水等の流排水及び騒音、悪臭、その他これらに類すること等により被害を与えた時はそれに対する損害補償をすること。
8. 建築基準法に定める基準まで道路を拡巾されても支障のないように転用して、道路拡巾の際にはその事業に協力すること。
9. その他特約事項
 - ① 農地転用許可後に事業計画を変更し転用事業を行うことになったときは、事業計画変更申請書（誓約書等関係書類添付）を農業委員会経由許可権者に提出すること。
 - ② 転用事業完了後において許可に係る土地をやむを得ず他に譲渡するときは、譲渡人の責任において新たに取得する者にこの誓約事項を確実に引き継ぐこと。

土地の表示

加茂郡富加町

字

番

m²